別記様式三（第８条関係）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行
規則第８条第１項の規定による証明をしない旨の通知書

年　月　日

殿

農林水産大臣　名

年　月　日付けで証明申請のあった農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第７条第１項の証明の申請については、下記の理由のとおり証明をしないものとします。

記
証明をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
（記載要領）証明をしない理由を具体的に記載する。

別記様式四（第10条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

氏名

写 真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第55条第１項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

（新設）

別記様式（第８条関係）

（表）

第　　号
年　月　日発行

身　分　証　明　書

氏名

写 真

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第40条第１項の規定による立入検査又は質問をする職員であることを証明する。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長